

利用規約

株式会社 KILLA（以下、「当社」といいます。）は、当社の運営するシェアサロン（以下、「シェアサロン」といいます。）を利用者に利用させるサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関し、以下の通り、利用規約を定めます。

第1条（総則）

- 1 本規約は、本サービスの利用に関する条件を定めたものです。
- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約の内容を十分に理解し、承諾し、遵守しなければなりません。利用者は、本規約の内容に承諾できない場合、本サービスの利用はできません。
- 3 利用者が、本サービスを利用した場合には、本規約に同意したものとみなします。

また、当社は、利用者に対する事前又は事後の通知なしに本規約を改定できるものとし、本規約の改定後、当社が任意の方法により周知した時点で改定後の本規約を適用するものとし、変更後に利用者が本サービスの利用を行った場合、改定後の規約に同意したものとみなします。

第2条（本サービスの概要）

本サービスは、当社が、利用者に対し、利用者が顧客（利用者が美容サービスを提供する第三者をいいます。以下同じ。）に対する美容サービスを提供するために、シェアサロンの利用を許諾するものです。

利用者は、本規約に従い、シェアサロンを利用することができますが、シェアサロンの賃借権、使用貸借権、地上権等の権利を付与するものではありませんので、ご了承下さい。

第3条（申込み及び申込み条件）

- 1 利用者となろうとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容を十分に理解し、承諾した上で、当社所定の事項を記載又は記入した申込書を当社へ提出し、本サービスの利用を申し込むものとしします。
- 2 申込者は、前項の申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を申込書に記載するものとしします。
- 3 申込者が、以下の各号に掲げる事由に該当する場合、当該申込みはお受けできませんのでご了承下さい。
 - (1) 申込書に虚偽の記載、誤記、記載漏れがある場合。
 - (2) 申込者が美容師免許その他美容サービス（美容師法第2条1項に定める「美

容」に関するサービス及びこれに付随し又は準ずるサービスをいいます。)の提供に必要な許認可等を有していない場合、又は業務停止その他の処分を受けている場合。

- (3) 不適切又は不正な目的に基づき、申込みを行っているものと当社が合理的に判断する場合。
 - (4) その他、当社が申込者からの本サービス利用の申込みを不適切と判断する場合。
- 4 当社は、本条第1項の申込書を受領後、合理的期間内に申込者との間で面談を実施し、前項に該当する事由がなく、かつ、当社が適当と判断した場合に、申込者からの本サービスの利用申込みを承諾するものとします。

第4条 (契約の成立)

- 1 本サービスの利用契約は、当社が、前条第4項に定める申込者に対する利用申込みに対して承諾することにより成立します。
- 2 当社は、利用者に対し、第9条に定める本サービスの有効期間内におけるシェアサロン内の座席、及びシェアサロン内の設備、什器、備品、並びに当社が雇用するアシスタント等の使用を、利用者が顧客に対する美容サービスの提供のために合理的に必要と考えられる範囲内で許諾します。
なお、座席は、当社の裁量により当社が任意に選択した座席をご利用頂きますので、利用者が座席を選択することはできません。
- 3 利用者のスケジュール管理は利用者自身に行って頂くため、当社は、利用者に対し、当社の予約管理サイト（ドメイン名：<https://www.killa-hair.com/salon/annex> で特定されるものをいいます。以下同じ。）の管理ID及びパスワードを貸与します。
利用者は、善良な管理者の注意をもって、当該管理ID及びパスワードを管理するものとし、自身の責任でスケジュール管理を行って下さい。

第5条 (顧客に対する美容サービスの提供)

- 1 当社及び利用者は、当社及び利用者との間に指揮命令関係、その他雇用関係類する関係が存在せず、利用者が独立の事業者として、自己の名義で顧客に対する美容サービスの提供を行うことを確認します。
- 2 利用者は、シェアサロン内で顧客に美容サービスの提供を行う際は、顧客に対する必要なカウンセリング等を実施し、顧客との間でトラブルが生じないように十分に注意するものとします。
なお、仮に顧客との間で何らかのトラブルが発生した場合には、利用者は、自己の責任において解決するものとし、当社に迷惑が掛からないよう対処するもの

とします。

- 3 利用者は、当社及びシェアサロンの評判等を棄損することがないように、美容サービスの提供を行うものとします。
- 4 顧客が当社又はシェアサロン内の美容商材の購入を希望する場合、利用者は、当社より顧客が購入を希望する美容商材を買い取った上で、利用者より顧客に販売下さい。

第6条（シェアサロンの利用上の注意）

- 1 利用者は、シェアサロンを顧客に対する美容サービスの提供のために利用するものとし、それ以外の目的でシェアサロンを利用することはできません。
仮に、美容サービス提供以外の目的で、シェアサロンを利用した場合には、本サービスの利用を取り消すことがありますので、十分ご留意下さい。
- 2 利用者は、シェアサロンの利用・施設管理上の規則・注意事項等、予約管理サイトの利用上の規則・注意事項等、その他当社及びシェアサロンの管理上の規則・注意事項等を遵守するものとします。
- 3 利用者は、善良な管理者の注意をもってシェアサロンを利用するものとし、シェアサロンの清潔を維持し、シェアサロンの設備、什器、備品等を毀損しないものとします。
- 4 利用者は、顧客に対する美容サービスの提供を終えた後、合理的に必要と考えられる範囲で、使用したシェアサロン内の座席、設備、備品等を清掃することとします（シェアサロン内において、清掃に関する取り決めがある場合には、当該取り決めに従って清掃して下さい。）。
- 5 利用者は、美容師免許その他美容サービスの提供に必要な認可等を維持するものとします。
仮に、利用者が免許の取り消し、業務停止その他の処分等により、美容サービスの提供を行うことができなくなった場合には、本サービスの利用を取り消します。
- 6 利用者は、顧客に対する美容サービスの提供を行う際の料金を任意に設定することができますが、当該料金設定の下限は、当社の定める美容サービス毎の通常料金の70%とさせていただきます。
仮に、利用者が顧客に対して美容サービスを提供するにあたり、当社の定める美容サービス毎の通常料金の70%以下で料金設定を行っていた場合、本サービスの利用を取り消すことがありますので、ご注意下さい。
- 7 前各項に定めるもののほか、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社、シェアサロン、及び顧客等の第三者に帰属する権利を侵害する行為。

- (2) 本サービスに基づく利用者の地位又は権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定等する行為。
- (3) シェアサロンの運営を妨害し、又は第三者によるシェアサロンの利用を妨害する行為。
- (4) 他の利用者の業務を妨害する行為、その他、他の利用者に対する迷惑行為。
- (5) 他の利用者の顧客情報を不正に利用する行為。
- (6) 当社の雇用するアシスタントに対する、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他これらに類する行為を行うこと。
- (7) 本規約、法令、公序良俗に違反する行為。

第7条（顧客情報について）

シェアサロンを利用する顧客の個人情報については、予約管理サイトにおいて管理するものとし、当社及び利用者が善良な管理者の注意をもって管理するものとし、

本サービスの有効期限の満了、本サービスの取り消し、又は解除等を理由として、本サービスの提供が終了した場合には、当社は、予約管理サイトにおいて管理する顧客情報を速やかに削除致します。

第8条（売上及び利用料金等について）

- 1 利用者は、顧客に対する美容サービスの提供によって顧客から受け取る報酬(以下、単に「売上」といいます。)は、一旦全て当社に帰属することに同意します。
- 2 本サービスの利用料金は、利用者の一月分の売上の30%相当額となります。利用者の売上に係る消費税は、当社が利用者に代わって税務署に納付を行うため、当該売上に消費税は含まれません。
- 3 当社は、利用者の一月分の売上から、本サービスの利用料金を控除した残金(利用者の一月分の売上から消費税を控除した金額の70%相当額となります。)を、当社が利用者の売上を受領した日の属する月の末日締め、翌月15日限り、当社の指定する銀行預金口座(西武信用金庫・原宿支店において、利用者名義の銀行預金口座を開設頂きます。)に振り込む方法により支払います。

第9条（有効期間）

- 1 本サービスの有効期間は、6ヶ月とします。
- 2 前項にかかわらず、本サービスの有効期間が到来する1ヶ月前までに利用者又は当社が書面により別段の意思表示を行わない限り、本サービスの有効期間は同内容で6ヶ月更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条（損害賠償・免責）

- 1 当社は、利用者と顧客との間のトラブルに関し、一切の責任を負いません。
利用者は、自己の責に帰すべき事由により、顧客を含む第三者に損害を及ぼしたときは、当該第三者に対し、直接その賠償の責任を負うものとし、当該第三者が当社に為した損害賠償請求の結果、当社が損害を被った場合には、利用者は、当社の被る一切の損失、損害及び債務（弁護士費用等も含む。）についてその責任を負います。
- 2 当社は、本規約に違反して利用者に損害を与えた場合、債務不履行責任、不法行為責任その他請求の如何を問わず、故意又は重大な過失のある場合に限り、利用者に生じた通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとし、
- 3 前項にかかわらず、当社が利用者に対して責任を負う損害賠償額は、当該責任が生じた時点を基準として、直近6ヶ月間に本サービスの利用料として利用者から受領した合計額を限度とします。
- 4 予約管理サイトは、第三者の提供するサービスであるため、仮に、当該サイトの利用に関し、利用者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

第11条（秘密保持）

- 1 利用者は、本サービスに関連して、当社より開示を受けた一切の情報（文書、口頭その他媒体の如何を問わない。以下、「秘密情報」といいます。）について、シェアサロンの利用及び本規約の範囲内でのみ使用するものとし、当社の事前の書面による承諾がない限り、いかなる第三者に対しても開示、漏洩、又は公表してはなりません。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報又は資料はこの限りではありません。
 - ①開示前に公知になっていたか、情報の受領者が既に適法に保有していた情報又は資料。
 - ②開示後に本契約に違反することなく公知になった情報又は資料。
 - ③開示後に開示した一方当事者から、書面によって開示を許諾された情報又は資料（次項に掲げる方法に限る。）。
 - ④開示を受けた秘密情報とは無関係に取得された情報又は資料。
 - ⑤法令等により開示する義務が生じた情報又は資料。
- 3 本条第1項の規定に関わらず、利用者は、次の各号に掲げる場合には、秘密情報を開示することができます。
 - ①自己の役職員、又は本契約のために契約した弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザーその他の秘密保持義務を負う専門家に対し、本契約の締結及び履行に必要な範囲で開示する場合。

- ②司法機関、行政機関その他これに準じる公的機関・団体、自主規制機関の求めに応じて必要な範囲で開示する場合。

第12条（感染症予防の特則）

- 1 利用者は、感染症対策のため、シェアサロンの利用にあたり、必要な消毒・除菌等を行って下さい。
- 2 感染症拡大に伴い、休業要請等が出された場合、当社は、シェアサロンの営業を中止することがあります。この場合、営業できなかつたことによる利用者の損失を補填することはできかねますので、ご了承下さい。

第13条（届出事項の変更）

- 1 利用者は、当社に提供した情報（氏名、住所等）の全部又は一部について、誤り、附則、追加、変更があった場合は、速やかに変更事項を通知するものとします。
- 2 当社は、前項の訂正、追加、変更がなされるまでは、既に当社に提供されている情報に基づいた取り扱いをすれば足りるものとし、係る取扱いにより利用者に損害が生じたとしても、当社はその責任を負いません。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用者は、自己、自己の役員及び重要な使用人等、又は自己の特別利害関係人（自己の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいいます。）が以下の各号のいずれにも該当しないこと及び以下の各号の反社会的勢力等に該当する個人又は団体に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、以下の各号の団体の維持、運営に協力又は関与していないこと、並びにそれらと交流を持っていないことを他の当事者に対し表明し保証します。

①暴力団。

②暴力団の構成員（準構成員を含む。）。

③暴力団関係企業又は暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体。

④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ及びこれらに準じる反社会的勢力に該当する者。

⑤特殊知能暴力団及びこれに準じる反社会的勢力に該当する団体又はその構成員。

⑥その他前各号に準ずる者。

- 2 当社及び利用者は、自己又は自己の役員及び従業員等若しくはその他第三者を

利用して他の当事者に対し以下の各号に該当する行為を行わないことを表明し確約します。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

第15条（解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告なくして、直ちに利用者との間の本契約を解除することができる。

- (1) 本規約第3条3項に違反していることが発覚した場合。
- (2) 法令違反又は本規約の重大な違反行為があった場合。
- (3) 本規約のいずれかの条項に違反し、当社から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に係る違反を是正しない場合。
- (4) 美容師免許その他美容サービスの提供に必要な許認可等の取消し、業務停止その他の処分を受けた場合。
- (5) 本サービスの利用契約を締結しながら、むやみにシェアサロンを利用しない場合。
- (6) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (7) 利用者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (8) 利用者が破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する倒産手続き開始の申立を受け、又は自ら行った場合。
- (9) その他、上記各号に準じ、当社との間の信頼関係が破壊された場合。

第16条（契約終了後の処理）

本サービスの有効期間の満了、本サービスの取り消し、又は解除等を理由として、本サービスの提供が終了した場合には、利用者は、シェアサロン内の私物等を速やかに撤去するものとします。有効期間満了後にも私物等が残置されていた場合、残置した日数分の利用料を徴求する場合がありますので、ご注意ください。

また、利用者は、本サービスの提供が終了した後、予約管理サイトの管理ID及びパスワードの情報を自身の電磁的記録媒体から速やかに削除するものとし、本サービス終了後に予約管理サイトにログイン等行わないものとします。

なお、顧客情報の引き継ぎ等は、利用者自身の責任で行うものとし、当社は、第7条に従い、利用者の顧客情報は削除致します。

第17条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効と判断された場合であっても、その他の規定は有効に存続するものとします。

第18条（専属的合意管轄裁判所）

本規約又は本サービスに起因関連して紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

本規約は、2020年8月1日に制定され、同日施行されるものとします。